\bigcirc 総 務 省告示 第 百 六十 五. 号

年 電 波 法 施 行 規 則 昭 和 + + 五. 年 電 波 監 理 委員 会規則 第 + 兀 \mathcal{O} 号) 式 第 + び 匹 条 数 \mathcal{O} 規 定 び に 空 基 中 づ き、 力 昭 和 六 +

る 件 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改 正 す る

郵

政

省

告

示

第

三

百

七

八

号

構

内

無

線

局

 \mathcal{O}

用

途

電

波

型

及

周

波

並

に

線

電

を

定

 \Diamond

令 和 兀 年 五 月二 + 六 日

総 務 大 臣 金 子 恭 之

 \mathcal{O} 傍 次 線 \mathcal{O} を 表 付 に ょ L り、 た 部 分 改 \mathcal{O} 正 ょ 前 う 欄 に に 改 掲 め、 げ る 改 規 正 定 後 \mathcal{O} 欄 傍 線 に 掲 を 付 げ る L そ た 部 \mathcal{O} 標 分 をこ 記 部 分 れ に に 対 応 重 傍 す る 線 を 改 付 正 L 後 た 欄 規 に 定 掲 げ 以 る 下 規 定

対 象 規 定 と 1 う。 は ک れ を 加 え る。

記である。	の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		備考表中の
	・三二ミリワット以下 ・三二ミリワット以下 ・三二ミリワット以下 ・三二ミリワット以下	五、七四四州, 五、七五八州, 五、七四四州, 五、七五八州, 五、七五八州, 以,五、七五八州, 以,五、七五八州, 以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,以,	
	ト	四〇日、五、七四二六二日は、五、七四二	N O N
	一五ワット以下	二、四一二川、二、四三七川、	N O N
	空中線電力	式 周波数	電波の型式
[新設]	の三に規定するものをいう。)用	送(電波法施行規則第三十二条の八	三 無線電力伝
	、昭和二十五年電波竪珥委員会規則第十八号)第三条第十六号に	をいう。)用(無紡設備規則(規定するもの
			[一; 略]
い、それぞれの表のとおりとする。		れの表のとおりとする。	い、それぞれ
構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従	に空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従	に指定する電波の型式及び周波数並び	構内無線局
改正前	後	改正	